

新潟市漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月27日

新潟市長

中原八一

新潟市規則第9号

新潟市漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市漁港管理条例施行規則（昭和46年新潟市規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中「別記第1号様式」を「別記様式第1号」に改める。

第3条及び第4条を次のように改める。

第3条及び第4条 削除

第5条中「別記第3号様式」を「別記様式第2号」に改める。

第7条中「別記第4号様式」を「別記様式第3号」に改める。

第8条中「別記第5号様式」を「別記様式第4号」に改める。

第9条第1項中「別記第6号様式」を「別記様式第5号」に、「別記第7号様式」を「別記様式第6号」に改め、同条第2項中「別記第8号様式」を「別記様式第7号」に改め、同条の次に次の2条を加える。

（使用料等の減免）

第9条の2 条例第13条第4項に規定する特別の理由があると認める場合とは、次の各号に掲げる場合とし、減額又は免除する使用料又は占用料（以下「使用料等」という。）の額は、当該各号に定める額とする。

- (1) 漁業協同組合又はその組合員が漁業を行うために欠くことのできない用途のために占用する場合 全額
- (2) 国又は他の地方公共団体その他の公共団体が公用、公共用又は公益事業の用に供する場合 全額
- (3) 災害その他のやむを得ない事由により応急の用に供する場合 全額

(4) 漁港の整備に係る工事用の工作物を仮設し、又は資材置場として工事請負人が
占有する場合 全額

(5) 使用又は占有の目的が漁港の利用を増進するものであって、かつ、営利を目的
としない場合 全額

(6) その他市長が特に必要と認める場合 その都度市長が定める額

2 条例第13条第4項の規定による使用料等の減免を受けようとする者は、当該行為に
係る届出又は申請の際に漁港施設使用料等減免申請書（別記様式第8号）により市長に
届け出なければならない。

（使用料等の返還の申請）

第9条の3 条例第13条第5項ただし書の規定により、使用料等の返還を受けようとする
者は、別に定める申請書を市長に提出しなければならない。

第10条中「別記第9号様式」を「別記様式第9号」に改める。

第11条中「別記第10号様式又は別記第10号様式の2」を「別記様式第10号（国
際航海に従事する船舶にあつては、漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則（昭和2
6年農林省令第47号）第17条に規定する様式）」に改める。

第12条を次のように改める。

（漁港施設の処分に係る許可）

第12条 漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第37条第
1項の規定による許可を受けようとする者は、漁港施設処分許可申請書（別記様式第1
1号）を市長に提出しなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも
同様とする。

2 前項に掲げる許可を受けた者は、当該許可の期間が満了したとき又は当該許可の期間
内において当該許可に係る行為が完了し、若しくは行為を中止したときは、当該満了、
完了又は中止の日から10日以内に期間満了（行為完了・中止）届（別記様式第12号）
により市長に届け出なければならない。

別記第1号様式を別記様式第1号とし、別記第2号様式及び別記第2号様式の2を削り、別記第3号様式を別記様式第2号とし、別記第4号様式を別記様式第3号とし、別記第5号様式を別記様式第4号とし、別記第6号様式を別記様式第5号とし、別記第7号様式を別記様式第6号とし、別記第8号様式を別記様式第7号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

別記様式第8号（第9条の2関係）

年 月 日

(宛先)新潟市長

申請者 郵便番号

住 所

氏 名

電話番号 ()

漁港施設使用料等減免申請書

年 月 日に申請した漁港施設の使用又は占有に係る使用料等について、下記
のとおり申請します。

記

減免を受けようとする理由

記第10号様式の2を削り、別記第11号様式を別記様式第11号とし、別記第12号様式から別記第17号様式までを削り、別記第18号様式を別記様式第12号とする。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

